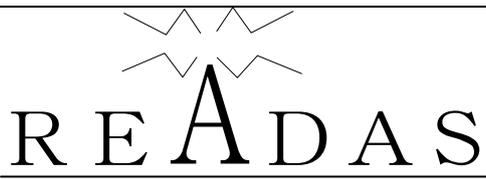


第 4741 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月 3日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 債務処理計画に基づく資産の贈与

Q：法人の借入れの保証人になっている取締役が、債務処理計画に基づいて、自分の資産を法人に贈与した場合、特例があるとか。どのような特例なのですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

中小企業者に該当する内国法人の取締役である個人で、その内国法人の債務の保証人であるものが、その個人が有する資産(有価証券を除く)で、その資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現にその法人の事業の用に供されているものを、一定の要件を満たす債務処理計画に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、その法人に贈与した場合には、次の要件を満たしているときに限り、一定の手続きの下でその贈与によるみなし譲渡課税をしないこととされました。

- ①個人が、債務処理計画に基づき、その法人の債務保証の一部を履行していること
- ②その債務処理計画に基づいて行われたその法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその法人の債務保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること
- ③その法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること

